

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	小城市 障害児支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小城市は、障害児支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・小城市は、「障害児支援に関する事務」を行うために「障害児支援システム」を使用している。
- ・障害児支援システムに係る運用管理業務を外部に委託しているが、不正入手・不正使用対策として「受託業務取扱に係る自己評価シート」の提出を求め、情報セキュリティ遵守状況を確認している。
- ・障害児支援事務の一部を外部委託しているが、「業務マニュアル」及び「業務責任者等報告書」の

評価実施機関名

佐賀県小城市長

公表日

令和7年4月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害児支援に関する事務
②事務の概要	市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、身体や知的に障害がある障害児に対して、障害児支援の利用に関する支給決定情報の登録を行い、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適用訓練他、特性に応じた専門的な支援を提供する。 給付は、①障害児通所給付費 ②特例障害児通所給付費 ③高額障害児通所給付費 ④肢体不自由児通所医療費 ⑤障害児相談支援給付費 ⑥特例障害児相談支援給付費、の6種類である。
③システムの名称	障害児支援システム、統合宛名システム、中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 決定情報ファイル 2. 所得区分情報ファイル 3. 世帯状況ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表 9の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 9の項 【提供の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 8、9、55、117、127の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢障がい支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高齢障がい支援課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢障がい支援課 TEL(0952-37-6108)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、必ず複数人での確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☒ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	担当部署の変更	福祉課	高齢障がい支援課	事後	
平成27年4月1日	担当部署 所属長の変更	福祉課長 水田正秀	高齢障がい支援課長 小柳祥康	事後	
平成29年6月12日	評価書名の変更	小城市 障害児支援システム 基礎項目評価書	小城市 障害児支援に関する事務 基礎項目評価書	事前	
平成29年6月12日	1①事務の名称の変更	障害児支援の支給決定者の管理	障害児支援に関する事務	事前	
平成29年6月12日	1③システムの名称の追加		統合宛名システム	事前	
令和2年8月3日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	
令和2年8月3日	8. 監査 実施の有無	自己点検	内部監査	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更	障害児支援システム	障害児支援に関する事務	事後	
令和2年8月3日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言の変更	取扱	取扱い	事後	
令和2年8月3日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和2年8月3日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(照会の根拠)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和5年3月6日	4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	法改正による修正
令和7年4月9日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年4月9日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	
令和7年4月9日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和7年4月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	【照会の根拠】 (1)行政手続における特定の個人を識別するた	事後	